

富士急グループは、「富士を世界に拓く」という創業精神のもと、富士山やその周辺環境・風景の維持と事業開発を両立させ、世界の人々の心の豊かさに貢献してきました。当社グループの事業は、共に働く人々、取引先に関わる人々、国内外からのお客様、地域社会に暮らす人々など多くの人たちに支えられています。当社グループは事業活動に関わるすべての人々の人権が尊重され、尊厳が守られるよう取り組んでいきます。

■ 富士急グループ人権方針

1.国際規範・法令の遵守

富士急グループは、すべての人々の基本的人権について規定した国連「国際人権章典」(世界人権宣言と国際人権規約)、および労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」などの人権に関わる国際行動規範を支持し尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「富士急グループ人権方針」を制定し、人権尊重の取り組みを推進します。

2.適用範囲

本方針は、富士急グループのすべての役員と従業員に適用されます。また、取引先等に対しても、本方針を周知し、遵守されるよう働きかけます。

3.人権デュー・ディリジェンス

富士急グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響の回避・緩和に努めます。

4.是正・救済

富士急グループは自らの事業活動によって直接的・間接的に人権に対する負の影響が発生した場合、適切な調査・対応を通じて、救済に取り組みます。

5.教育・研修

富士急グループの全ての事業活動において本方針が理解され、それぞれの活動の中で実行されるよう、全役員や従業員を対象に必要な教育を実施していきます。

6.対話・協議

富士急グループは、人権尊重の取り組みを進めるため、従業員やお客様、取引先といったステークホルダーと対話を行っていきます。

7.情報開示

富士急グループは、人権尊重の取り組みについて、コーポレートサイトにおいて継続的に情報を開示します。

2025年3月1日制定

富士急行株式会社
富士急グループ各社